

学校給食センター太陽光発電設備設置工事 プロポーザル実施要領

1 事業の目的

気候変動を巡る国際情勢の変化や国のカーボンニュートラル宣言を背景として、本市では、令和4年にゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、「沼田市地球温暖化対策実行計画エコの実プラン2023-2030」を策定して、温室効果ガス削減の取組を一層推進しています。また、再生可能エネルギーの利用促進については、「第二次沼田市再生可能エネルギー導入方針」により、公共施設への導入について、具体的な目標を掲げ、その実現へ向けた取組を進めています。

本事業では、学校給食センターに太陽光発電設備を設置し、発電された電力を自家消費することにより、電力購入に係る経費及び二酸化炭素の排出量の削減を図ります。

事業の実施にあたり、周辺環境への影響に配慮しつつ、設定予算内で最大限の効果が発揮される設備となるようプロポーザル方式により豊富な経験と高い専門知識を有する民間事業者から設計、施工及び監理について提案を募集するものです。

2 事業概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 件 名 | 学校給食センター太陽光発電設備設置工事 |
| (2) 工事場所 | 学校給食センター（沼田市利根町大原1512番地1） |
| (3) 事業内容 | 太陽光発電設備に係る設計、施工及び監理
詳細は「学校給食センター太陽光発電設備設置工事に係る要求水準書」による。 |
| (4) 完成期日 | 令和7年3月14日（金） |
| (5) 予 算 額 | 上限金額 20,000千円（消費税及び地方消費税含む） |
| (6) 契約形態 | 随意契約（設計・施工一括契約） |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 沼田市内に本店、支店、または営業所を置く者であること。
- (2) 沼田市建設工事入札参加資格審査要領に規定する沼田市競争入札参加資格名簿において、工種が「電気工事」に登載されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でない者であること。
- (5) 参加表明受付開始日において、沼田市発注の建設工事における工事成績評定に係る警告書の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内でない者であること。
- (6) 参加表明受付開始日において、工事成績評定に係る警告書の通知を受けた日の翌日から起算して1年後の日までに工事成績評定6.5点未満の工事完成検査結果通知受け、その翌日から起算して90日間でない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを行っている者、又は民事再生法に基づく再

生手続の申立てを行っている者ではないこと。

4 日程

(1) 実施要領の公表	令和6年9月17日(火)
(2) 参加表明書の提出	令和6年9月18日(水)から令和6年9月27日(金)
(3) 現地説明会	令和6年10月7日(月)
(4) 質疑期間	令和6年10月4日(金)から令和6年10月15日(火)
(5) 技術提案書の提出	令和6年10月10日(木)から令和6年10月24日(木)
(6) 審査委員会・審査結果通知	令和6年10月28日(月)予定
(7) 契約の締結	令和6年11月初旬 予定

注：日程は、変更となる場合があります。

5 図書閲覧

本件に関する図書は、下記の期間について閲覧が可能です。

また、契約後は貸与も可能です。

- (1) 日 時 令和6年9月18日(水)から令和6年10月23日(水)
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- (2) 場 所 沼田市役所環境課環境政策係
- (3) 閲覧図書 学校給食センター竣工図、完成図書（電気設備工事）

6 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加表明書を提出してください。

受付期間内に表明書を提出していない事業者からの応募（提案書の提出）は受け付けることができません。

- (1) 受付期間 令和6年9月18日(水) 午前9時から
令和6年9月27日(金) 午後5時まで
- (2) 提出方法 プロポーザル参加表明書(様式第1号)を持参により提出してください。
- (3) 提出先 沼田市役所環境課環境政策係
住所：〒378-8501 沼田市下之町888番地
電話：0278-23-2111 内線 3071
- (4) 資格審査 実施要領に基づき参加資格を審査し、結果についてプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）により通知します。

7 現地説明会

参加には事前申し込みが必要です。

- (1) 日 時 令和6年10月7日(火) 午後3時30分～
- (2) 場 所 学校給食センター
- (3) 申込方法 沼田市役所環境課環境政策係に事前連絡の上、FAXまたは電子メールにて説明会申込書（様式第3号）を、提出してください（持参も可）。
電話：0278-23-2111 内線 3071

FAX 番号：0278-20-1501 電子メール：kankyol@city.numata.lg.jp

(4) 申込期限 令和6年10月3日(木)午後5時

8 質疑応答

本事業に関して質問がある場合、下記のとおり手続きをしてください。

- (1) 受付期間 令和6年10月4日(金) 午前9時から
令和6年10月15日(火) 午後5時まで
- (2) 質問方法 沼田市役所環境課環境政策係に事前連絡の上、FAXまたは電子メールにて質疑応答書(様式第4号)を、提出してください(持参も可)。
・FAX 番号：0278-20-1501
・メール：kankyol@city.numata.lg.jp
- (3) 回答方法 適宜FAXまたは電子メールにて回答します。

9 技術提案書の提出

別添の「学校給食センター太陽光発電設備設置工事に係る要求水準書」の内容を参照の上、要求水準を満たした技術提案を作成してください。

- (1) 提出書類 ア. 技術提案書(様式第5号)
イ. 実施体制等(様式第6号)
ウ. 工程計画表(様式第7号)
エ. 工事費見積書、内訳書
オ. 発電量シミュレーション
カ. その他必要と思われる書類
・書類はA4版で作成してください。
・図表等はA3版も可としますが、A4版に折り畳んでください。
・提案書中の文章及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるよう平易な表現に努めてください。
- (2) 提出部数 2部(正本1部、副本1部)、電子データ(PDF形式)1部
- (3) 提出方法 持参により提出(平日午前9時から午後5時まで)
- (4) 提出先 上記6の提出場所と同じ
- (5) 提出期間 令和6年10月10日(木) 午前9時から
令和6年10月24日(木) 午後5時まで

10 技術提案書に記載を要する事項

- (1) システム構成
- ・システム全体の構成図
太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等、システム主要機器の構成を表示
 - ・各種機器の配置図及び系統図
 - ・平常時と停電時それぞれについて、電力の流れをわかりやすく図示
 - ・工事完成後の稼働状況確認、運用指導
 - ・太陽光発電設備の機能等(最大出力、種類、変換効率、機器の仕様及び採用根拠)

- ・停電時における電力供給方法について
 - ・その他の創意工夫、提案事項
- (2) 荷重・工事施工
- ・単位面積当たり重量計算書
 - ・支持金具及び架台の採用根拠
 - ・台風などの異常気象に対する風圧荷重や地震荷重に対する強度、腐食に対する対策
 - ・屋根構成部材と支持金具との結合部における防水処理とその工法について
 - ・工期内の完成に向けた工期短縮等、工事における創意工夫
- ※工程計画表に示した設置スケジュールの基本的な考え方などについても明記
- (3) システムの保守管理
- ・太陽電池モジュールの出力保証、太陽光発電設備の性能保証及び施工保証について
 - ・障害時の対応、操作マニュアルについて
- (4) データ収集
- ・発電状況のデータを取得、評価する方法、取得するデータの項目
 - ・データ取得に係る創意工夫

1 1 審 査

- (1) 審査方法、審査結果通知
- ・提案者からの提案については、審査委員会において総合的な評価を行い、最も総合点が高い提案をした事業者を優先交渉者に選出します。
 - ・総合点が最も高い提案者が複数ある場合は、経済性の評価が高い者を第1位とし、さらに同点の場合はくじによる方法で順位を決定します。
 - ・提案事業者が1者であった場合でも、審査委員会において審査します。
 - ・必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 評価基準
- ・技術提案書について総合点を評価します。
 - ・評価は点数化し、85点満点とします。

評価項目	評価内容	配点
①事業者の適格性	業務体制(技術者の配置、組織、人員)が充実しているか	10
	太陽光発電の納入、設置に係る業務実績があり、十分な経験を有しているか	
②システム構成	最大発電出力及び年間推定発電量は、基準値と比較して評価できるか	20
	システム構成が具体的で分かりやすく、機能性に優れているか	
	停電時の運用方法は実用的か	
	提案事業者の実績等に基づく本事業に資する独自提案がなされているか	
③荷重・工事	建物に対する荷重の軽減の検討や腐食への対策は十分か	20

施工	屋根防水への配慮等、工法に創意工夫は見られるか	
	工期短縮への工夫や施設行事等への配慮はされているか	
	施設運営上の安全に対して配慮されているか	
④システムの保守管理	システムの保証（施工及び製品・性能保証等）が充実しているか	10
	障害時の対応・保守体制が充実しているか	
⑤データ収集	発電状況のデータを取得、評価しやすい提案であるか	5
⑥経済性	最大出力に対して提案金額が合理的であり、経済性に優れているか	20
合 計		85

(3) 審査結果の通知

- ・審査結果は、提案をした全ての事業者あてに審査結果通知書（様式第8号）により通知します。
- ・選定されなかった事業者は、審査結果通知書を送付した翌日から起算して7日以内に審査結果通知説明請求書（様式第9号）を提出することにより、審査結果について説明を求めることができます。
- ・審査結果通知説明請求書の提出を受けた際には、書面を受理してから7日以内にプロポーザル方式再結果通知書（様式第10号）により回答します。

12 契約及び事業の実施

(1) 契約の手続

- ・優先交渉者は沼田市と工事請負契約の交渉を行い、契約を締結します。（契約を締結した事業者を「契約事業者」といいます。以下同じ。）
- ・技術提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、技術提案を基に沼田市とあらためて内容を協議し決定します。
- ・契約形態は、随意契約とし、見積書の提出を求めます。なお、契約金額は原則として、提案された見積額の範囲内とします。
- ・優先交渉者との交渉が不調となった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

(2) 設計

- ・契約事業者は、契約に基づき実施設計を行うこととします。地方自治法第234条の2に基づく監督員との打ち合わせを十分に行い、設計内容については、市の承諾を得ることとします。

(3) 施工及び施工管理

- ・契約事業者は、契約書及び監督員の承諾を得た設計書に基づき、市の指示に従い、施工及び施工管理を行います。
- ・機器製作及び施工は、設計書等について市の承諾を得た上で着手すること。未承諾のまま、機器製作又は施工を進め、市から変更を要求された場合は、契約事業者の負担において、速やかに変更すること。また、これによる納期遅延は認められないものとします。
- ・本事業の実施にあたり、電力会社への届出手続及び関係官公署・関係機関への必要な届出手続は、契約事業者の負担で行うこととします。

(4) 契約保証金

- ・契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとします。

(5) 支払い条件

- ・前払い 有り
- ・部分払い 有り

13 その他注意事項

- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案を無効にし、また、契約締結後の場合、契約を解除することがあります。
- ・参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第11号）を提出すること。
- ・技術提案書提出期間内であれば、提出した技術提案書の内容に追加、修正等を行うことができることとします。
- ・技術提案書類の作成、提出等に要する一切の費用は提案者の負担とします。
- ・提出された関係書類等は返却しません。
- ・この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの内容に関しては、日本国の関係法令及び沼田市の規則等の定めるところによる。